

政務活動費支出簿

経費の範囲の項目	広聴費
----------	-----

領収書 No	支出年月日	内 容	金 額	備 考
③	令和6年5月14日	懇談会会場使用料	1,600	林業センター
⑪	令和6年7月29日	懇談会会場使用料	2,400	林業センター
		合 計	4,000	

綾部市林業センター使用許可書

下記の通り使用を許可します。

申請年月日 令和 年 月 日 申請者 様	申請者の住所	市内 呼方町	
	団体名	日本共産党綾部市会議員団	
	代表者氏名	井田 佳代子	
	電話番号	[REDACTED]	
現場責任者の氏名 (使用当日)		井田 佳代子	
使用日時	2024年 5月22日(祝) 6時30分から 9時00分まで		
使用施設 □に✓	☐ 大会議室 ☒ 第二会議室 ☒ 第一会議室 ☐ 和室		
使用目的	会議又は 行事の名称	こんたん会	
	内 容	会議	
入場料等徴収の有無	☐ 有(1人 円) ☒ 無		予定人員 20人
冷暖房使用の有無	☐ 使用する ☒ 使用しない		
マイク使用の有無	☐ 使用する ☒ 使用しない		
使用者の設置する 特別設備の有無	☐ 設置する(内容) ☒ 設置しない		

領収書

使 用 料	施設	1600 円	領収済印 領収 06.5.14 綾部市 消費税 145 円
	冷暖房費	円	
	マイク使用料	円	
	合計(10%対象)	1600 円	
許可条件		☐ 別紙 ☐ なし	

綾部市森林組合

登録番号 T5130005010448

使用許可 令和 年 月 日 第 号			
課長		係員	

※使用後は、指示がない限り元通りの状態に戻して下さい。ブラインドはおろして下さい。
※既納使用料は原則還付しません。ただし、自己の責によらない場合等は、手続きのうえ還付します。【綾部市林業センターの設置及び管理に関する条例 第5条の2による】

綾部市林業センター使用許可書

下記の通り使用を許可します。

申請年月日 令和 6 年 7 月 29 日 申請者 日本共産党綾部市議員団	申請者の住所	市内味方町	
	団体名	日本共産党綾部市議員団	
	代表者氏名	井田 佳代子	
	電話番号	[REDACTED]	
現場責任者の氏名 (使用当日)		井田 佳代子	
使用日時	2024 年 8 月 23 日 (金) 18 時 30 分から 21 時 0 分まで		
使用施設 □に✓	☐ 大会議室 ☒ 第二会議室 ☒ 第一会議室 ☐ 和室		
使用目的	会議又は 行事の名称	こんたん会	
	内 容	会議とこんたん	
入場料等徴収の有無	☐ 有 (1 人 円) ☒ 無	予定人員 20 人	
冷暖房使用の有無	☒ 使用する ☐ 使用しない		
マイク使用の有無	☐ 使用する ☒ 使用しない		
使用者の設置する 特別設備の有無	☐ 設置する (内容) ☒ 設置しない		

領収書

使 用 料	施設	1600 円	領収済印 領収 06.7.29 綾部市森林組合 内消費税 218 円
	冷暖房費	800 円	
	マイク使用料	円	
	合計 (10%対象)	2400 円	
許可条件		☐ 別紙 ☐ なし	

綾部市森林組合

登録番号 T5130005010448

使用許可 令和 年 月 日 第 号			
課長		係員	

※使用後は、指示がない限り元通りの状態に戻して下さい。ブラインドはおろして下さい。
※既納使用料は原則還付しません。ただし、自己の責によらない場合等は、手続きのうえ還付します。【綾部市林業センターの設置及び管理に関する条例 第5条の2による】